

軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用・修理費用を助成します

大阪市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器の購入費又は修理費の一部を助成(支給)します。



対象者

次の(1)(2)の全てに該当する難聴児

- (1) 大阪市内に在住する18歳未満の方
- (2) 両耳の聴力レベル(平均)が30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付対象とならない方

令和6年4月から所得制限が撤廃されました

対象となる補聴器の基準

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(厚生労働省告示第528号)に定める補聴器(高度難聴用耳かけ型)を基準とします。

助成額および支給上限額

次の(1)・(2)の額から自己負担額(1割相当)を控除した額を助成します。
(生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は、自己負担なし。)

(1) 補聴器を購入する場合

支給基準額(1台): 59,254円(イヤモールド付きの場合)

(2) 補聴器を修理する場合

支給基準額: 修理部位によって異なります(詳細は、裏面をご覧ください)

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(厚生労働省告示第528号)」に定める補聴器(耳かけ型)の修理部位の基準額に相当する額となります。



必ず購入前に申請してください。
すでに購入されたものについては、
助成の対象となりませんので
ご注意ください

申請手続き

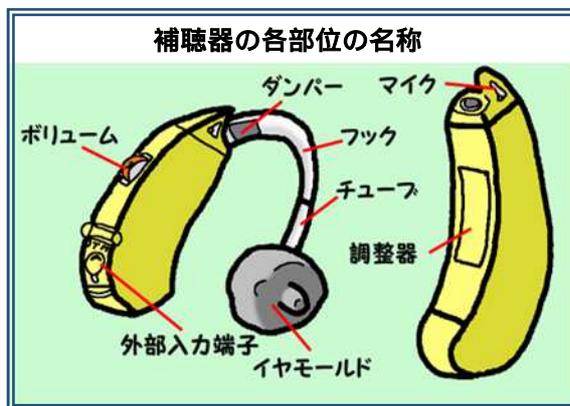
購入又は修理の前に、次の書類を提出し、申請してください。

(1) 申請に必要な書類

- 大阪市難聴児補聴器購入費支給申請書
- 大阪市難聴児補聴器購入費支給意見書
- 補装具業者の見積書
- 課税証明書(本市課税の場合は同意書でも可)

(2) 申請書類の提出先

大阪市役所福祉局障がい者施策部障がい支援課
(〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20)



その他

- (1) 補聴器の耐用年数は5年です。耐用年数内の再支給(購入費)に係る助成はできません。
- (2) 修理費は、同一年度内に、1回限り、助成します。
- (3) 検査料及び意見書作成料は、自己負担です。

(令和6年4月作成)

補聴器の修理にかかる基準額一覧表

修理部位	基準額（円）
耳かけ型ケース組立交換	4,187
耳かけ型スイッチ交換	5,035
耳かけ型テレホンコイル交換	2,809
耳かけ型極板交換	1,643
耳かけ型ボリューム交換	7,208
耳かけ型マイクロホン交換	13,144
耳かけ型レシーバー交換	13,568
耳かけ型トリマー交換	2,120
耳かけ型フック交換	689
耳かけ型電池ホルダー交換	1,113
耳かけ型耳栓組立交換	667
耳かけ型サスペンション交換	710
耳かけ型アンプ組立交換	33,496
イヤモールド交換	10,070
コンセント交換	922
IC 回路交換	5,088
イヤホン交換	3,685
コード交換	752
トランジスター又はダイオード交換	2,279
抵抗交換	2,279
コンデンサ交換	2,279
トランス交換	2,120
オーディオシュー交換	5,565